五　北海道松前郡松前町小島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域
六　新潟県佐渡市佐渡島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域
七　石川県輪島市舳倉島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域
2　太平洋海区　ロシア二百海里水域

別記二　制限又は条件

（日本海区）

1　農林水産大臣が政府間の取決めを実施するため必要があると認めて漁獲量の限度を定めたときは、これを超えてさけ・ます類を採捕してはならない。

2　前項の漁獲量の限度について、農林水産大臣から送付を受けた書類は、これを船内に備え付けておかなければならない。

3　農林水産大臣が政府間の取決めを実施するため必要があると認めて操業区域の1中別に定めて通知する区域においては、別に定めて通知する期間、操業してはならない。

4　操業区域の1中排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第二項に規定する排他的経済水域（以下「排他的経済水域」という。）においては、海中に敷設する流し網の長さは、十二キロメートル以下でなければならない。

5　操業区域の1中排他的経済水域においては、流し網の網目の結節から結節までの長さは、四十五・五ミリメートル以上でなければならない。

6　操業区域の1中排他的経済水域においては、漁具には、船名を表示するとともに、海中に敷設する網の両端には水面上一・五メートルの高さに赤及び黒それぞれ一枚の標旗を設置し、また、夜間においては、流し網の両端に赤灯を設置しなければならない。

7　当該許可に係る船舶の船橋の周囲を一メートルの幅で帯状に緑色で、満載状態における喫水線上の船体の外面（甲板を除く。）を白色で塗装しなければならない。

8　船長は、水産庁長官が別に定めるところにより、毎日の位置等を水産庁の漁業取締船の漁業監督官に無線電信又は無線電話をもって報告しなければならない。

9　船長は、水産庁長官が別に定める陸揚げ漁獲量報告書を、入港ごとに、陸揚地の荷受機関及び当該陸揚地を管轄する道県知事を経由して、水産庁長官に報告しなければならない。

（太平洋海区）

1　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第十六条第一項の許可番号の表示については、船体の両側面の許可番号の各文字及び数字につき、六十センチメートル四方以上の大きさで空中及び洋上から明瞭に識別できるように表示しなければならない。

2　操業区域の2中排他的経済水域においては、操業してはならない。

3　漁業者が押印し、又は署名した魚倉配置図（各魚倉の容積、長さ、幅及び高さを記入し、魚倉のみの配置を示したもの）を船舶内に備え付けておかなければならない。

4　航行する期間中は、ＶＨＦ十六チャンネルを常に受信しなければならない。

5　船長は、水産庁長官が別に定めるところにより、操業状況等を水産庁長官に報告しなければならない。

（日本海区及び太平洋区）

1　漁網を海中に投棄してはならない。

2　公海上又はロシア二百海里水域内で、さけ・ます漁業に関する国際協定等の締約国の正当な権限を有する公務員又はロシア連邦の正当な権限を有する公務員（以下「外国公務員等」という。）から臨検の目的で乗船を求められた場合には、これを拒んではならない。

3　船長は、外国公務員等が安全に乗下船できるように、適当な方法を講じなければならない。

4　拿捕された場合において、陸揚港において漁業監督官又は海上保安官（以下「漁業監督官等」という。）の下に出頭するよう指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

5　前項の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　漁具に付された封印を除去しないこと。

二　陸揚港において漁業監督官等の下に出頭するまで、操業しないこと。

三　漁業監督官等の下に出頭したときは、速やかに、拿捕の際に作成された検査調書を当該漁業監督官等に提出すること。

6　ロシア二百海里水域において操業する場合には、ロシア連邦の入漁許可を受けるとともに、ロシア連邦の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

○農林水産省告示第二千四百九十四号

海面漁業生産統計調査規則（昭和二十七年農林省令第六十五号）第九条第二項の規定に基づき、平成十五年三月二十日農林水産省告示第四百三十五号（海面漁業生産統計調査規則第四条第四項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年十一月三十日から施行する。

平成二十四年十一月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰

第二条第四項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　関東農政局横浜地域センター

○農林水産省告示第二千四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　保安林の所在場所　愛媛県大洲市河辺町北平四二八一

(二)　指定の目的　水源の涵養（かん）

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

河辺町北平四二八一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

伐採種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡松野町大字目黒一七六一、一七七三から一七七五まで、一七八〇から一七八三まで、一七八四の一、一七八四の二、一七八五、一七八六の一から一七八六の四まで、一七八七から一八一二まで、一八三四から一八三六まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字目黒一七六一・一七八一から一七八三まで・一七八四の一・一七八四の二・一七八五・一七九〇・一七九二・一七九四から一七九九まで（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

間伐及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡鬼北町大字上大野四二〇、一〇九二の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上大野四二〇、一〇九二の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。